

# ながとろ 暮らしのメモ

令和3年  
2021  
5



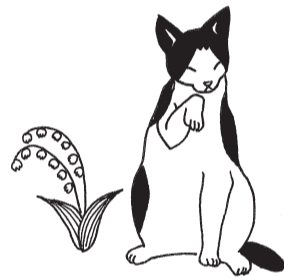
問合せ

役 場 ☎66・3111(代)  
中央公民館 ☎66・1800  
ふれ愛ベース ☎26・5585  
ひのくち館 ☎66・3124

※毎月最終日曜日、役場の一部窓口を開庁します。

5	水	こどもの日
6	木	●法律相談 13:00 ~ 16:00 役場3階小会議室(1) 予約先 総務課自治振興担当 ☎66・3111 内線215 ♻️ 可燃ごみ収集日 (全地区) ♻️ 資源ごみ (カン・ビン) 収集日 (矢那瀬・岩田・井戸・風布地区)
7	金	●ほっとハグくむママサロン ふれ愛ベース 午前の部 10:00 ~ 12:00 午後の部 13:00 ~ 15:00 ♻️ 不燃ごみ収集日 (袋区・中野上・野上下郷地区)
8	土	♻️ 不燃ごみ収集日 (長瀬・本野上「袋区を除く」地区)
9	日	
10	月	●行政相談 13:30 ~ 15:30 役場3階小会議室(1) ♻️ 可燃ごみ収集日 (全地区) ♻️ ペットボトル収集日 (矢那瀬・岩田・井戸・風布地区)
11	火	●介護家族のつどい 10:30 ~ 11:30 役場3階小会議室(1) 予約された方 ♻️ ペットボトル収集日 (長瀬・本野上・中野上・野上下郷地区) ♻️ 不燃ごみ収集日 (矢那瀬・岩田・井戸・風布地区)
12	水	●人権相談 9:00 ~ 12:00 役場3階小会議室(1)
13	木	●3~5か月児健診 別途通知 } ふれ愛ベース ●9~11か月児健診 別途通知 } ●1歳6か月児健診 別途通知 } ●3歳児健診 別途通知 } ♻️ 可燃ごみ収集日 (全地区)
14	金	♻️ 資源ごみ (紙・布類) の収集日 (長瀬・本野上「袋区を除く」地区)
15	土	♻️ 資源ごみ (紙・布類) の収集日 (袋区・中野上・野上下郷・矢那瀬・岩田・井戸・風布地区)
16	日	クリーンサンデー (一般家庭のごみをクリーンセンター・環境衛生センターへ持ち込むことができます。) クリーンセンター (可燃ゴミ)・環境衛生センター (不燃ゴミ・資源ゴミ)
17	月	●行政書士による困りごと相談 13:00 ~ 15:00 役場3階小会議室(1) ♻️ 可燃ごみ収集日 (全地区)
18	火	

19	水	●心配ごと相談 13:30 ~ 16:00 社会福祉協議会 ☎66・1139 ♻️ 資源ごみ (カン・ビン) の収集日 (全地区)
20	木	♻️ 可燃ごみ収集日 (全地区)
21	金	●登記相談 13:00 ~ 15:00 役場3階小会議室(1)
22	土	
23	日	
24	月	♻️ 可燃ごみ収集日 (全地区) ♻️ ペットボトル収集日 (全地区)
25	火	
26	水	●弁護士による出張法律相談 13:00 ~ 16:00 秩父地方庁舎 予約が必要です。予約先 県民相談総合センター ☎048・830・7830 ♻️ 資源ごみ (紙・布類) の収集日 (全地区)
27	木	●おひさま教室 (すすく相談) 9:30 ~ 11:30 ふれ愛ベース ●オレンジカフェ (認知症カフェ) ふれ愛ベース 13:30 ~ 14:30 長瀬・岩田・矢那瀬・井戸地区の方 14:40 ~ 15:30 本野上・中野上・野上下郷地区の方 ♻️ 可燃ごみ収集日 (全地区)
28	金	
29	土	
30	日	
31	月	♻️ 可燃ごみ収集日 (全地区)
6/1	火	♻️ 資源ごみ (カン・ビン) の収集日 (長瀬・本野上・中野上・野上下郷地区)
2	水	●人権相談 9:00 ~ 12:00 役場3階小会議室(1) ♻️ 資源ごみ (カン・ビン) の収集日 (矢那瀬・岩田・井戸・風布地区)
3	木	♻️ 可燃ごみ収集日 (全地区) ♻️ 不燃ごみ収集日 (袋区・中野上・野上下郷地区)
4	金	●ほっとハグくむママサロン ふれ愛ベース 午前の部 10:00 ~ 12:00 午後の部 13:00 ~ 15:00 ♻️ 不燃ごみ収集日 (長瀬・本野上「袋区を除く」地区)
5	土	♻️ ペットボトル収集日 (矢那瀬・岩田・井戸・風布地区)
6	日	



生きる力・優しい心 認めてほめる教育です

## 認定こども園 長瀬幼稚園

小学校生活が明るく自信を持ってスタートできます

●お預かり時間7:30~18:30(平日) ●2歳児の親子教室開催中 ●保育料は無償です  
お気軽にお電話ください。いつでも見学へ ☎0494-66-0356

ぜひWEBも検索!

人権標語  
思いやり  
人と人との気持ちのバトン

防災行政無線の放送内容を電話で確認できます  
☎0800・800・6680  
(通話料無料)

※上記の広告は、あくまでも営業広告であり、町として推薦、公認、販売促進等を行っているものではなく、内容について町が責任を負うものではありません。